

令和 6 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

① 法人本部	1 P
② 障害児入所施設わかふじ寮	7 P
③ 児童発達支援事業所あっぷる	19 P
④ 相談支援事業所わかふじ	29 P
⑤ 障害者支援施設レジデンスわかふじ	33 P
⑥ 障害者支援施設わかふじ寮	45 P
⑦ 多機能型事業所四万十工房	57 P
⑧ 共同生活援助事業所ぼっちり村	69 P

令和 6 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：法人本部事務局

令和6年度 法人本部 事業計画書（案）

令和5年度は、3回の一条協会ワーキング会議を開催し、当協会の運営する事業所及び事業のあり方について検討を重ねてきました。ワーキング会議では、収支の悪化や事業の再編、人材の確保・育成など顕在化している様々な課題について詳細に検討していただき、貴重な意見をいただきました。その内容を踏まえ、岩田拠点では、多機能型事業所四万十工房の就労継続支援A型事業を廃止し、令和6年4月から、多機能型事業所四万十工房及び生活介護事業所ごり工房を、多機能型事業所四万十工房へ統合・再編することとし、古津賀拠点のレジデンスわかふじ及び蕨岡拠点のわかふじ寮では、定員を変更するなど、将来展望を踏まえ抜本的な見直しを図り、法人全体で大きく改革することとしました。

1. 重点目標

(1) 経営改善の取り組み

- ① 各種規程等を含めた規則の見直し
- ② 経常経費等を含めた法人全体の財政面の見直し

(2) 人事管理

- ① 新卒や経験者、有資格者など外部の人材を対象とした採用試験の実施
- ② 準職、臨時、パートタイム職員の採用試験の実施
- ③ ハローワーク等を活用した求人募集
- ④ 職員の適材適所配置、必要に応じた定期人事異動の実施
- ⑤ 各種研修への参加・法人内研修の実施によるスキルアップの促進

(3) 法人の情報発信

- ① ホームページへの最新情報更新作業

2. 委託事業関係

業務内容	委託先
顧問弁護士	行田法律事務所 弁護士 行田 博文
顧問税理士	濱本健太郎税理士事務所 税理士 濱本 健太郎
顧問労務士	さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 上田 宜洋
嘱託医	松岡歯科医院 医師 松岡 郷一
	医療法人一条会 渡川病院 医師 吉本 啓一郎
	医療法人和光会 木俣病院 医師 木俣 光一
給食業務	(株)高南メディカル

3. 年間スケジュール（予定）

開催月	内 容	提 要
4 月	定期人事異動	
5 月	令和 5 年度 決算監査	
6 月	令和 6 年度 第 1 回理事会	令和 5 年度 事業報告・決算
	令和 6 年度 定時評議員会	令和 5 年度 事業報告・決算
10 月	定期人事異動	
	令和 6 年度 第 2 回理事会	第 1 次補正予算
	令和 6 年度 第 1 回臨時評議員会	第 1 次補正予算
11 月	令和 6 年度 正職員採用試験	外部の方を対象とした試験
12 月	令和 6 年度 第 3 回理事会	第 2 次補正予算
	令和 6 年度 第 2 回臨時評議員会	第 2 次補正予算
3 月	ストレスチェックの実施	
	令和 6 年度 第 4 回理事会	第 3 次補正予算 令和 7 年度 事業計画・予算
	令和 6 年度 第 3 回臨時評議員会	第 3 次補正予算 令和 7 年度 事業計画・予算

4. 研修会・活動等

内 容	提 要
ワーキング会議	必要に応じて開催
職員スキルアップ研修	拠点ごとに開催
職員との面談	拠点ごとに開催
保護者等との意見交換会	拠点ごとに開催
人材確保活動	年間
土岐神社管理	年間

【 令和 6 年度 法人が運営する事業所及び事業内容 】

古津賀 拠点	事業所名	障害児入所施設 わかふじ寮	
	事業種別 及び定員	・福祉型障害児入所施設 ・短期入所事業 ・日中一時支援事業	定員： 10 名 定員： 3 名 定員： 若干名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
	事業所名	児童発達支援事業所 あっふる	
	事業種別 及び定員	・指定放課後等デイサービス ・児童発達支援事業	定員： 10 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
	事業所名	相談支援事業所 わかふじ	
	事業種別 及び定員	・基本相談支援 ・計画相談支援	・地域相談支援 ・障害児相談支援
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4094 / 0880-35-4091	
古津賀 第二 拠点	事業所名	障害者支援施設 レジデンスわかふじ	
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護） （施設入所支援） ・短期入所事業	定員： 10 名 定員： 10 名 定員： 1 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
蕨岡 拠点	事業所名	障害者支援施設 わかふじ寮	
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護） （施設入所支援） ・短期入所事業 ・日中一時支援事業	定員： 50 名 定員： 52 名 定員： 3 名＋空床型 定員： 若干名
	住所	四万十市蕨岡甲 6451-2	
	TEL / FAX	0880-32-1177 / 0880-32-1888	
	事業所名	四万十工房	
岩田 拠点	事業種別 及び定員	・就労継続支援 B 型事業 ・生活介護事業	定員： 10 名 定員： 20 名
	住所	四万十市岩田 230-10	
	TEL / FAX	0880-31-0446 / 0880-31-0447	
	事業所名	ぼっちり村	
	事業種別 及び定員	・共同生活援助事業	定員： 30 名
	住所	四万十市岩田 143-4	
	TEL / FAX	0880-34-9380 / 0880-34-5880	
	事業所名	四万十工房	

令和 6 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：福祉型障害児入所施設 わかふじ寮

事業種別：福祉型障害児入所施設

短期入所事業

日中一時支援事業

令和 6 年度 障害児入所施設わかふじ寮 事業計画書（案）

1. 事業の実施概要

「指定福祉型障害児入所施設」は、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うと示されています。対象年齢は 3 歳～18 歳で、主に知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害を含む）を入所させ、保護及び養育し、自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。

2. 療育の基本方針

障害児入所施設の根拠となる法律は児童福祉法です。児童福祉法は、1947（昭和 22）年に、戦災孤児などの福祉を守るために制定されました。しかし、その趣旨を国民一人ひとりに理解させることができなかったため、1951（昭和 26）年に児童憲章を制定し、平易な文章で、国民に児童の基本的人権を尊重することを分かりやすく宣言しました。その前文には、児童の福祉の理念が、次のようにまとめられています。

児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、良い環境の中で育てられる。

私たちは、この理念に則り、その先の青年期以降、自分を是とし、人を信頼し、心豊かに生きていけることを真に願って、子どもを大切に育てます。

3. 【令和 6 年度の重点課題】

(1) 入所定員満床を目指す

令和 6 年 4 月 1 日から、当施設が本体施設、障害者支援施設レジデンスわかふじが併設施設となります。当施設の定員は 10 名のままで、令和 6 年 4 月 1 日に 2 児童の入所を受け入れ、現員 9 名でのスタートとなります。残る空床 1 に対して、早期に児童受け入れを行いたい考えです。児童相談所や相談支援事業所から入所相談があった場合は、すみやかに児童との面会、家族や学校等と課題の共有を行い、積極的に入所受け入れに努めます。入所にあたり、すでに入所している児童への配慮を怠ることなく、丁寧に進めたい考えです。また、令和 7 年 3 月 31 日には、18 歳を迎えるため 2 児童が退所の見込みです。空床を長く抱え込まないように、入所児の確保に努めます。

(2) 療育の質の向上

各支援のマニュアル作成、見直しを行い、チームとしての足並みを揃えていきます。また、職員のメンタルヘルス対策を定期的 to 実施し、職員のモチベーションを高め、チームの結束、支援力の向上を目指します。

4. 購入・工事関係

本年度計画はありません。

5. 療育内容

(1) 療育部門

- ・利用者のニーズに応じた長期的な支援を個別支援計画に落とし込み、児童の発達段階に沿った支援を展開していきます。
- ・利用者の基本的生活習慣の獲得を目指します。保育士、児童指導員は「褒める」、「待つ」、「認める」姿勢で支援に取り組み、個々の特性に応じた支援を行い、日々変わる利用者のケースを記録で残していき、月に1回以上ケース会議を開催して情報共有を図ります。
- ・集団生活のルールを伝え、良好な人間関係の構築、自己開示が行える環境構成に取り組みます。
- ・充実したカリキュラムを提示し、四季折々の行事開催、地域交流を行い、利用者が生きていく楽しさを感じられるように配慮します。
- ・子どもたちの発達段階を正確に捉える為、年度ごとにアセスメントを行います。アセスメントの際には実態を把握し、専門的診断を取り入れることで、発達段階に合わせた支援が行えるように配慮します。
- ・障害特性に合わせ、「構造化」など専門的支援の導入を行い、利用者が自己選択、自己決定が行えるように配慮していきます。
- ・施設内で解決が難しい事案は、特別支援アドバイザーにケースを提示し、適切な支援が実施できるように助言を求めます。
- ・不適切支援や虐待に繋がりそうな案件は、情報共有し、どのような場面で起こり、どう対応しているかの事実確認をし、早めの支援の改善について話し合いを開き、利用者に不利益が被らないように配慮していく。
- ・保育士、児童指導員のスキルアップのため、研修の参加、他施設の見学、施設内発表を取り入れていきます。
- ・児童相談所と協力して面会や外出などの機会を意図的につくり、利用者と保護者の関係をより良くしていきます。また、18歳以降の生活をどうしていくか高等部1年生になった時点から保護者にも考えてもらいます。将来使えるサービスについても教え、県内でどのような施設があるのかも知ってもらいます。「親」としての責務を果たせるように、児童相談所、学校、市町村と連携し、利用者を包括的に捉え、サポートしていきます。

【一日のスケジュール】

学校登校日

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	起床	朝食	身支度	学校生活						おやつ	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇	就寝
				8:30	登校送り	14:30~15:51	下校お迎え									

学校休業日

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	起床	朝食	身支度	訓練など	宿題	園内活動	昼食	散歩など	ドライブ	園外活動	おやつ	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇	就寝

学校登校日は、喜んで登校することを第一義とします。そのため、しっかり食べること、時間に間に合うよう身支度すること、下校後は翌日に備えてしっかり休むことを指導します。

学校休業日は、ドライブや散歩のほか、担当保育士とヘアカットや買い物に出かけたり、外食を体験したりします。家族との面会や外出が行われるように調整も行います。

【年間行事】

時期	内容
4月	春の遠足
5月	はだしマラソン・BBQ
6月	体を動かそ！幡多青少年の家
7月	夏まつり・お庭で花火
8月	調理実習・映画館ごっこ、ブドウ狩り
9月	外食 in スワロー
10月	土岐神社祭り（3事業所合同）ハロウィン
11月	一條祭
12月	クリスマス会
1月	たこあげ大会
2月	節分豆まき
3月	花見 in 幡多青少年の家

年間行事として、外食体験（2回）を行います。社会参加の体験と地域交流が目的です。

地域のお祭りや地区の清掃等に積極的に参加し、地域交流を行います。

スピリットアート展（高知県障害者美術展）に1点以上の作品出品ができるように創作活動に取り組みます。プロの芸術家を招いて、アートの日を設けます。

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・季節を感じられ、子どもが目で見えて楽しめる行事食の提供を行います。餅つきやお菓子作りなどの調理体験も行います。

(3) 看護部門

- ・子どもの健康を維持するための取り組みを行います。また、子どもが疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をを行い、健康を回復するための看護を行います。子どもの健康に関して、多職種と連携します。
- ・高知県立中村特別支援学校の養護教員と子どもの健康に関する情報を共有します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。
- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。

【健康管理】

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年2回）体重（毎月）
	血圧測定	必要時に実施します
	尿検査	1回目 5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します 2回目 12月頃
	聴力検査	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します
	視力検査	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します
	血液検査	年1回 ※医師の判断で省略あり
	内科検診及び 精神科検診	5月 ※学校 要受診となった場合は対応します 2回目 12月頃
	歯科検診	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します
感染予防対策		新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（11月～3月）
定期受診		原則、看護師が行います。服薬の管理もします。

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

年齢	深夜業務の有無	1回目	2回目
18歳～34歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35歳～75歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

6. 苦情解決体制

苦情受付担当者	児童発達支援管理責任者
苦情解決責任者	施設長
第 三 者 委 員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

- ・高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぎます。
- ・毎年3月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

7. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所から出火を想定
6月29日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
7月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
7月	安否確認訓練	
8月	避難訓練（火災）	喫煙所から出火を想定
9月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯室から出火を想定
10月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
11月30日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
11月	福祉避難所開設訓練	大地震発生後5日を想定
12月	避難訓練（火災）	職員室から出火を想定
12月	安否確認訓練	
1月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2月	避難訓練（風水害）	大雨により河川氾濫を想定
3月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

8. 利用者状況(令和6年4月1日見込み)

(1) 定員と現員

定員	現員	利用の形態
10名	9名	契約 1名
		措置 8名

(2) 通学の状況

学校名	学部	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
四万十市立東山小学校		1	1					2
中村特別支援学校	小学部				1		2	3
	中学部			1				1
	高等部	0	1	2				3

(3) 障害の状況

種類	A1	A2	B1	B2	なし
療育手帳	2	3	2	2	0

種類	1級	2級	3級	4級	なし
身障手帳					9

9. 職員の状況(令和6年4月1日見込み)

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者(兼務)	1名					1名	1名
児童発達支援管理責任者	1名						1名 ※1
保育士	2名				2名	4名	3.5名 ※2
児童指導員	3名	1名		1名		5名	
指導員	1名					1名	
看護職員(兼任)	1名					1名	0名
栄養士(兼任)							0名 ※3
事務員等(兼任)	1名				3名	4名	0名
合 計	9名	1名	0名	1名	5名	16名	

※1 本体施設のため常勤専従

※2 障害児の数4で除した数。定員30人以下の場合、当該数字に1を加えた数。

※3 定員40名以下の場合には置かないことができる

※4 看護職員および栄養士、事務職員等(ハウスキーパー含む)は兼務

10. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・より多くの職員が研修を受けられるように、職場内研修を充実させます。
- ・職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、令和5年度研修計画を策定します。職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 苦情解決セミナー 事例研究
中堅職員 (3年～)	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修 チームマネジメント
新任職員 (1～2年)	・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する	新任職員研修 発達障害セミナー

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	サービス管理責任者等
	職位階層別研修	内容に応じて1～2名
	その他	内容に応じて1～2名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	施設長等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修	防災委員1～2名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1～2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
Special Learning	通年	採用後 3年以内	動画コンテンツの視聴・レポート提出 職種・経験に応じて受講計画策定
救急救命講習	6月	全員	幡多中央消防組合へ依頼 心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法
感染症予防研修	10月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型 コロナウイルス感染症予防について
権利擁護・虐待防止研修	4月 11月	全員	虐待防止基本研修 アンガーマネジメント研修
ミュージックケア	1回/月	初級指導員 ほか	ミュージックケア協会の岩城先生を 招聘し、実地指導を受ける。
発達障害理解促進研修		全員	外部講師招聘予定
芸術活動促進	6回/年	スポレク 委員ほか	芸術士の招聘 イベントの企画・広報活動の指導含む

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	原則全員	
個別支援検討会議	8・2月	サービス管理責任者等 保育士等・ほか	今期個別支援計画の評価を基に 次期個別支援計画を作成する

【委員会活動】

委員会名	活動内容
虐待防止委員会 (2回以上/年)	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・身体拘束および行動制限に関すること ・セルフチェック（6月・10月）に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・避難訓練実施計画策定および実施 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。特に新型コロナウイルス感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

積極的に施設での暮らしの様子や成長の記録をお伝えします。個別支援計画を通じて、ご家族の想いや希望をお伺いし、子どもの将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

ひとりの子どもの成長をみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。とくに高知県立中村特別支援学校や児童相談所とは緊密に連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 6 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：児童発達支援事業所 あっぷる

事業種別：指定放課後等デイサービス事業
児童発達支援事業

令和6年度 児童発達支援事業所あつぷる 事業計画書（案）

1. 事業の実施概要

「放課後等デイサービス事業所」は、授業の終了後または学校の休業日に通わせ、生活能力の向上のために、必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う施設です。

「児童発達支援事業所」は、集団療育および個別療育を行う必要があると認められた未就学の障害児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与集団生活への適応訓練等を行う施設です。

当事業所は、上記二つの事業を多機能型事業所として運営します。

2. 療育の基本方針

1951（昭和 26）年に児童憲章を制定し、平易な文章で、国民に児童の基本的人権を尊重することを分かりやすく宣言しました。その前文には、児童の福祉の理念が、次のようにまとめられています。

児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、良い環境の中で育てられる。

私たちは、この理念に則り、その先の青年期以降、自分を是とし、人を信頼し、心豊かに生きていけることを真に願って、子どもを大切に育てます。

また、放課後等デイサービスガイドラインの中で放課後等デイサービスの基本的役割として、保護者支援が挙げられています。保護者の相談に対する適切な助言、子どもの育ちを支える力を高められるような支援（ペアレントトレーニング等）を行うことで、保護者が子どもと向き合うゆとりを持ち、自信の維持や回復を促せるよう努めます。

3. 【令和6年度の重点課題】

(1) 利用者の獲得・地域への発信

令和5年度末で高等部卒業に伴い、当事業所の契約が終了となる利用者さんが4人いる。この4人の利用者さんは、現在利用の回数が多く、契約が終了するとたちまち収入の減少に繋がる。今年度児童発達支援事業を開所することができたが、現在登録利用者さんは2名なので、新規利用者獲得に繋げていく必要がある。

そのために、当事業所としての強みを今一度見直し、利用者さん・ご家族のニーズ（利用の時間帯・サービス内容※機能訓練等）とすり合わせをしていく。また、幡多圏域においてまだ、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業の認知が低いことも考えられるので、行政・学校・医療機関等へ発信していくことが必要だと思われる。（ホームページも活用）

放課後等デイサービスの利用者の中には、芸術活動が得意な利用者さん、職員がいる。イベントを通して、外部の方にも見てもらい、事業所の紹介や余暇活動の充実を図るとともに、高等部卒業後の進路開拓へも繋がるようにしていきたい。

(2) 療育の質の向上

現在は職員や保護者・学校教員からの聞き取りをもとに、事業所独自アセスメントを行っているが、より根拠に基づく支援ができるように、標準化されたアセスメントツールを取り入れる必要があると思われる。同量同質の支援ができるように、実際に検査・アセスメントの結果を基に、利用者さんの発達がどの段階なのか、どのようなアプローチをすることが有効なのか指標を用いた支援をしていく。

(3) 保護者支援

家庭において対応が困難だと思われるケースをよく耳にする。どのように対応することが利用者さん本人にとって安心した生活が送れるのか一緒に考えることが大切だと思われる。スケジュール提示や空間・時間の構造化、また要求の発信・受信、声の掛け方等、新人職員が増えたこともあり職員も再度勉強しながら無理なく家庭で取り入れられる内容について提案していく。

また保護者同士の繋がりが希薄化されている現状がある。職員だけにとどまらず、悩みを抱えたご家族が、より気兼ねなく相談できる保護者ネットワークの確立、そして地域の父母の会のサポートをし、家族だけで悩みを抱え込まない体制作りを行っていきたいと考える。

4. 購入・工事関係

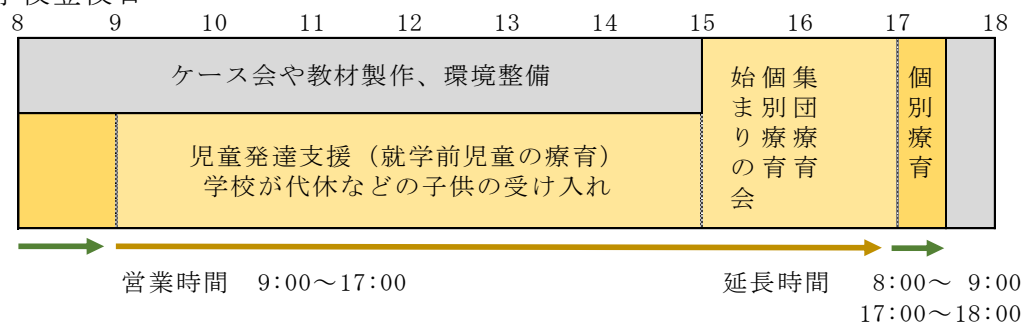
本年度計画はありません。

5. 療育内容

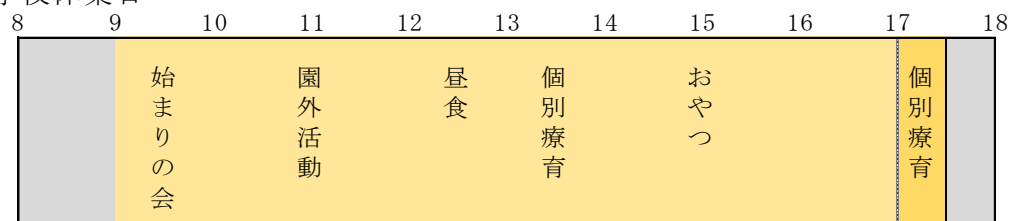
集団療育（体操・ダンス・手遊び歌・紙芝居など）、個別療育（宿題・ワーク・工作など）を取り入れ、子どもが楽しめる日課にします。遊びや体験をとおして、子どもの心身の発達を促します。

子どもや保護者との信頼関係をつくりながら、子どもの障害特性や発達課題、困り感を的確にとらえ（アセスメント）、集団生活の利点を生かして子どもの成長を促すチーム療育を実施します。評価が偏らないよう、客観的データが収集できるように工夫します。

学校登校日



学校休業日



【年間行事】

時期	内容
4 月	プチ祭り
7 月	七夕 夏祭り（3 事業所合同）
8 月	リサイクル活動 調理実習
9 月	SATOUMI へ行こう
10 月	土岐神社祭り（3 事業所合同） ハロウィンパーティー
11 月	焼き芋パーティー はたっこまつり出店
12 月	クリスマス会 もちつき大会（3 事業所合同）
2 月	節分豆まき（3 事業所合同）
3 月	卒業を祝う会（3 事業所合同）
年間	調理実習 誕生日会

スピリットアート展（高知県障害者美術展）に 1 点以上の作品出品ができるように創作活動に取り組みます。プロの芸術家を招いて、アートの日を設けます。

6. 苦情解決体制

苦情受付担当者	児童発達支援管理責任者
苦情解決責任者	管理者
第三者委員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連絡先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

- ・毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぎます
- ・毎年 3 月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

7. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所から出火を想定
6 月 29 日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
7 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
7 月	安否確認訓練	
8 月	避難訓練（火災）	喫煙所から出火を想定
9 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯室から出火を想定
10 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
11 月 30 日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
11 月	福祉避難所開設訓練	大地震発生後 5 日を想定
12 月	避難訓練（火災）	職員室から出火を想定
12 月	安否確認訓練	
1 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2 月	避難訓練（風水害）	大雨により河川氾濫を想定
3 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

8. 利用者状況(令和 6 年 4 月 1 日見込み)

(1) 定員と現員

	定員	契約人数
放課後等デイサービス	10 名	19 名
児童発達支援事業所		2 名

定員の考え方…1 日の利用者数

1 日当たりの利用者数は定員の 150%を超えてはいけない（15 人）

3 か月間の平均利用者数が 130%を超えてはいけない（13 人）

(2) 通学の状況

学校名	小学校及び小学部						中学部			高等部		
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年
中村特別支援学校		1		1	1	1		2	3	1	3	1
中村中学校									1			
中村南小学校						1	放課後の学校へのお迎えは事業所が対応。					
南郷小学校			1			1						
三浦小学校		1										
入野小学校		1										

年 齢 保育所名	3 歳以下	4 歳	5 歳	6 歳
利岡保育所				1
あおぎ保育所		1		
具同保育所			1	

セッション終了後の保育所への送迎は事業所が対応。

9. 職員の状況（令和6年4月1日見込み）

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1 名					1 名	1 名 ※1
児童発達支援管理責任者	1 名					1 名	1 名 ※2
保育士		1 名		2 名		3 名	2 名以上 ※2
児童指導員	1 名				1 名	2 名	
機能訓練士					1 名	1 名	
合 計	2 名	1 名	0 名	2 名	2 名	7 名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 常勤専従

※3 障害児の数が10名までは2名以上。10名を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数。理学療法士は機能訓練担当者として合計数に含めることができる。

10. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、令和4年度研修計画を策定します。職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 苦情解決セミナー 事例研究
中堅職員 (3年～)	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修 チームマネジメント

新任職員 (1～2 年)	・ 基礎的知識と技術の習得 ・ チームワークを理解する	新任職員研修 発達障害セミナー
-----------------	--------------------------------	--------------------

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	サービス管理責任者等
	職位階層別研修	内容に応じて 1～2 名
	その他	内容に応じて 1～2 名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	施設長等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて 1～2 名
	防災研修	防災委員 1～2 名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて 1～2 名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて 1～2 名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
Special Learning	通年	採用後 3 年以内	動画コンテンツの視聴・レポート提出 職種・経験に応じて受講計画策定
救急救命講習	6 月	全員	幡多中央消防組合へ依頼 心肺蘇生法 (AED 含む)・応急手当法
感染症予防研修	10 月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型 コロナウイルス感染症予防について
権利擁護・虐待防止研修	4 月 11 月	全員	虐待防止基本研修 アンガーマネジメント研修
ミュージックケア	1 回/月	初級指導 員ほか	ミュージックケア協会の岩城先生を 招聘し、実地指導を受ける。
発達障害理解促進研修		全員	外部講師招聘予定
芸術活動促進	6 回/年	スポレク 委員ほか	芸術士の招聘 イベントの企画・広報活動の指導含む

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議

ケース会	毎月	原則全員	
個別支援検討会議	8・2月	サービス管理責任者等 保育士等・ほか	今期個別支援計画の評価を基に 次期個別支援計画を作成する

【委員会活動】

	活動内容
虐待防止委員会 (2回以上/年)	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・身体拘束および行動制限に関すること ・セルフチェック（6月・10月）に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・避難訓練実施計画策定および実施 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。特に新型コロナウイルス感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

積極的にサービス利用中の様子をお伝えします。個別支援計画を通じて、ご家族の想いや希望をお伺いし、子どもの将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

ひとりの子どもの成長をみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。とくに高知県立中村特別支援学校その他学校、児童相談所とは緊密に連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 6 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：相談支援事業所 わかふじ

事業種別：基本相談支援事業
計画相談支援事業
地域相談支援事業
障害児相談支援事業

令和6年度 相談支援事業所わかふじ 事業計画書（案）

1. 事業の実施概要

「特定相談支援事業所」とは、障害福祉に関する情報提供や、サービスを利用するための「サービス等利用計画書」を作成する事業所です。基本相談支援、計画相談支援（サービス利用支援／継続サービス利用支援）からなります。対象となる方は、障害福祉サービス等の支援が必要な18歳～64歳までの、障害をお持ちの方です。「障害児相談支援」とは、障害児通所支援の給付決定に先立って「障害児支援利用計画」及び、通所支援開始後に「継続障害児支援利用計画」を作成します。

2. 購入・工事関係

本年度計画はありません。

3. 基本方針

利用者やその家族からの相談に応じ、利用者がその心身の状況に応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう、情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な相談支援の提供を行います。

利用者の置かれている状況の把握に努め、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供と、必要な資源の改善や開発に努めます。

4. 【令和6年度の重点課題】

- (1) 併設の入所施設や障害児通所施設と連携し、体制の強化や相談支援専門員の専門性を高めるよう努めます。
- (2) 障害のある方の暮らしを支える重要な事業ですが、収益性の低い事業です。契約件数やサービス実施の範囲、加算算定の状況を見ながら、少しでも経営改善できるように努めます。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	相談支援専門員
苦情解決責任者	管理者
第 三 者 委 員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-35-4094 FAX：0880-35-4091

- ・毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぎます
- ・毎年3月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

6. 利用児の状況(令和6年4月予定)

【幡多地域 6 市町村】

	四万十市	宿毛市	土佐清水	黒潮町	大月町	三原村	合計
障害者	41 名	15 名	15 名	5 名	6 名	2 名	84 名
障害児	8 名	0 名	0 名	0 名	0 名	1 名	9 名

【幡多地域以外】

	四万十町	須崎市	高知市	香南市	香美市	南国市	その他	県外	合計
障害者	11 名	5 名	13 名	2 名	3 名	2 名	4 名	2 名	42 名
障害児	1 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	1 名

7. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1 名					1 名	1 名 ※1
相談支援専門員	1 名					1 名	1 名 ※2
合 計	2 名					2 名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 1 ヶ月の平均の利用者数 35 件に対して 1 名の配置が望ましい

8. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・相談支援専門員の専門性を高めるための研修に派遣します。

9. 関係機関及び地域との連携

(1) 利用者家族との連携

サービス等利用計画及びモニタリングを通じて、利用者家族の想いや希望をお伺いし、利用者が望む暮らしの実現を応援します。トラブルや困りごとが起こった場合も、すみやかに対応します。

(2) 関係機関との連携

利用者の暮らしをみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。特に在宅の場合、地域住民や民生委員、商店主の方などに情報提供いただいたり、協力していただいたりすることがあります。普段から顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 6 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 レジデンスわかふじ

事業種別：障害者支援施設（生活介護）

障害者支援施設（施設入所支援）

令和6年度 障害者支援施設レジデンスわかふじ 事業計画書（案）

1. 事業の実施概要

障害者総合支援法に基づいて、その対象者に入所していただき、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の必要な支援を行う。併せて日中活動支援を提供し、障害のある方の日常生活を一体的に支援することを目的としています。

障害がある方の青年期から壮年期を支える施設として、はつらつと元気な施設、その人らしさが大切にされる施設を目標とします。

2. 支援の基本方針

平均年齢30歳の若々しい施設です。元気ではつらつとして、にぎやかな施設を目指したいと思います。「サービス等利用計画」に沿った「個別支援計画」を策定、計画に沿った支援を基本としますが、決して画一的なものではなく、個人を尊重した“ぬくもり”のある支援を行います。本人と関わる全ての職員が、本人を思いやり、労り、共感することができなければいけません。どんなに障害が重たくても、本人に意思があることを忘れず、対話を重ね、気持ちを引き出す姿勢で丁寧な支援に努めます。

令和6年4月1日から定員20名から10名に減少し、障害児入所施設わかふじ寮の併設施設となります。利用者の数は減りますが、障害の程度が重く、強度行動障害を呈する利用者が多いです。日課や日中活動の見直し、支援方法の再検討を行い、より個人の特性にあった適切な支援に努めます。

3. 【令和6年度の重点課題】

● 同量同質な支援における重点課題

同量同質な支援を行うための課題は、各職員の支援に対する考え方や問題への対応力または解決力の質的な違いを解消する事です。同じ支援をするにも、同じ問題を解決するにも各職員でその過程や方法が異なることが問題です。「多すぎる支援」も「少なすぎる支援」も「優しすぎる支援」も「厳しすぎる支援」も利用者にとっても職員にとってもお互いに良い結果を生みません。各職員の「意識」「知識」「技術」の向上を図り、活発な意見交換を行いそれに基づいて職員が一貫性を持った支援を行う必要があります。

【取り組み】

- ・利用者に寄り添い、共感の心を持ちながら耳を傾け、時には言葉や仕草の裏にある意図を読み取り、何を求めているのかニーズの把握を行います。
- ・ケース会議において、何のために行う支援なのか、どんな状態を目指しているのかという「目的」と「目標」を明確化し支援内容の検討を行います。また、長期的な取り組みに関しては、個別支援計画に落とし込み取り組んでいきます。
- ・ケース会議において、様々な角度から活発な意見交換が行えるよう、会議に参加できない職員からも事前アンケートを通して意見を出していただきます。
- ・支援の質が職員個人の経験値に左右されないよう、成功事例を元に支援のマニュアル化を行います。

- ・失敗事例として事故報告やヒヤリハットは、ケース会議にて話し合い、同じ失敗を繰り返さないよう改善していきます。
- ・各職員が引継ぎ記録を確認できているか主任が日々チェックを行い、確認が出来ていない職員には主任から対象の職員へ助言を行います。
- ・現場内で決まった事については、必ず引継ぎ記録に記入して周知します。

● チーム療育の推進と専門性の向上

レジデンスにおいての支援の難しさには「行動障害による難しさ」「意思の疎通に関する難しさ」「機能面に関する難しさ」があり、またそれらを重複している方が殆どです。何を求め、何を不快に感じ、何に配慮しなければならないのか、なぜその行動を取るのか、答えを出すためには専門的な知識と洞察力が必要です。一人では抱えきれない事や解決できない事もありますが、支援は個人プレイではありません。レジデンスというチームであり成人、児童、デイサービスが複合している古津賀拠点という大きなチームでもあります。古津賀拠点を様々な経験、資格や専門性を持つ大きなチームと捉えてその強みを活かしていきます。

【取り組み】

- ・利用者を意思のある個人として尊重し、パターンリズムな支援になっていないかケース会議などを通してチェックを行います。
- ・日々変化する利用者の状態を記録し、現在行っている支援の有効性や現状を職員間で共有してさらに良い支援に繋がれるようにしていきます。
- ・困難な事例に直面した時、不適切な支援や怪我、器物損壊に繋がらないよう、他の職員に助けを求める、またはチームとして助けを求められなくても助けに行ける関係性の構築を行います。
- ・悩んだ時は何でもすぐに相談できるよう明るい職場、風通しの良い職場を目指します。
- ・チームとしての意識や関係性を構築するために、まずは複数人でチームを作って事例に取り組み、施設内での事例発表を年1回行います。
- ・不適切な支援や事故が起きないように、解決したい事例、対応が困難な事例等を幅広く職員から集めてケース会議の議題とします。
- ・複数の事業所が複合している強みを活かし、古津賀拠点内での見学や意見交換を行います。また、法人内他拠点および他法人の事業所等の見学も取り入れていきます。
- ・身体機能面に関する問題に対して、残存能力を使ったうえでどこを目標にするのかが不明確になりやすいです。高い目標は日々が苦痛となり、低ければ残存能力を失う事に繋がります。そこで、理学療法士から残存能力の維持や向上に向けての助言をいただき、正しい目標設定のもと支援を行っていきます。
- ・解決できない困難事例に対しては外部からアドバイザーを招いて助言をいただきます。
- ・研修を通して各職員の専門性の向上を図ります。また、学んだことを他の職員へ伝える場を作り、知識の定着と周知を図ります。

4. 購入・工事関係

本年度計画はありません。

5. 支援内容

(1) 支援部門

- ・障害特性や発達課題、困り感を的確にとらえ（アセスメント）、本人にとって効果的な支援方法や目標を検討し、統一したチーム支援を行います。評価が偏らないように、客観的データが収集できるように工夫します。
- ・生活支援員は、一人ひとりの心身の状況に応じた日常生活援助（食事・入浴・排せつ等）を提供し、看護師や栄養士と協力して適切なチームケアを行います。
- ・日中活動支援の充実を図り、計画的に取り組めます。令和5年度の日中活動は、ドライブや散歩、ワーク、ミュージックケア等を行いました。本年度は、芸術活動や地域との交流活動等にも取り組みます。
- ・利用者によっては、非言語的コミュニケーションが効果的です。ジェスチャーや絵カードなどを活用し、コミュニケーションを大切にします。
- ・個別支援計画に関する面談を、本人と家族の希望や想いを聴かせてもらえるよい機会と捉えます。私たちは、常に利用者の立場に立ち、本人と家族の意見の食い違いや想いの落差を調整するための役割を担います。
- ・衣食住を整えます。改修後、本人にとって自室が安心できてくつろげる空間になるように努めます。
- ・不適切支援や虐待につながりやすい自閉症支援のスキルを高めます。本年度も専門アドバイザーの田村先生を招聘し、自閉症基礎研修やケース検討会で指導いただきます。各々に自閉症支援の基本的な知識はついてきましたが、統一したチーム支援が展開しにくい状況です。指導的立場の職員のチームマネジメント力がつくように、研修内容を見直します。
- ・困難なケースを一人で抱え込まないように、ケース検討の機会を増やし、常に相談できる体制を作ります。

【一日のスケジュール】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	起床	朝食	身支度	散歩 など	ドライブ 中活動	昼食	余暇	散歩 など	ドライブ 中活動	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇		就寝

【年間行事】

時期	内容
4 月	春の遠足
5 月	カラオケ大会（3 事業所合同）
7 月	川遊び 夏祭り
8 月	ぶどう狩り&バーベキュー
10 月	土岐神社祭り（3 事業所合同）
11 月	秋の遠足 一條大祭
12 月	クリスマス会（入所合同） もちつき大会（3 事業所合同）
2 月	節分豆まき（3 事業所合同）
3 月	卒業を祝う会（3 事業所合同）

年間行事として、外食体験（2 回）行います。社会参加の体験と地域交流が目的です。

地域のお祭りや地区の清掃等に積極的に参加し、地域交流を行います。

スピリットアート展（高知県障害者美術展）に 1 点以上の作品出品ができるように創作活動に取り組みます。プロの芸術家を招いて、アートの日を設けます。

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・咀嚼・嚥下機能の低下を防ぐための工夫も積極的に取り入れます。
- ・生活習慣病予防のため、栄養士、看護師、生活支援員が連携して、健康管理に努めます。特に適正体重の維持のため、食の楽しみを損なうことがないダイエットメニューを取り入れます。

(3) 看護部門

- ・利用者の健康を維持するための取り組みを行います。また、利用者が疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をし、健康を回復するための看護を行います。
- ・理学療法士の指導を受け、軽運動やリハビリについて検討します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。
- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。

【健康管理】

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年 2 回） 体重（月 1 回） 腹囲（年 2 回）
	血圧測定	40 歳未満（月 1 回） 40 歳以上（月 2 回）
	尿検査	1 回目 5 月頃 要受診となった場合は対応します。 2 回目 12 月頃
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	胸部レントゲン	年 1 回（11 月）
	心電図検査	40 歳以上 ※医師の指示による
	内科検診及び 精神科検診	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	歯科検診	年 1 回（通年）
感染予防対策		新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（11 月～3 月）
定期受診		原則、看護師が行います。服薬の管理もします。

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11 月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10 月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

	深夜業務の有無	1 回目	2 回目
18 歳～34 歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35 歳～75 歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理管理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

6. 苦情解決体制

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	施設長
第 三 者 委 員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

- ・毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぎます
- ・毎年3月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

7. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所から出火を想定
6月29日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
7月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
7月	安否確認訓練	
8月	避難訓練（火災）	喫煙所から出火を想定
9月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯室から出火を想定
10月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
11月30日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
11月	福祉避難所開設訓練	大地震発生後5日を想定
12月	避難訓練（火災）	職員室から出火を想定
12月	安否確認訓練	
1月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2月	避難訓練（風水害）	大雨により河川氾濫を想定
3月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

8. 利用者状況(令和6年4月1日見込み)

(1) 定員と現員

	定員	現員	空床
施設入所支援	10名	10名	0
生活介護	10名	10名	0

(2) 障害支援区分

区分	区分 4	区分 5	区分 6	未判定	平均区分 5.4
人数	1 名	4 名	5 名	0 名	

(3) 障害の状況

	A1	A2	B1	B2		1 級	2 級	3 級	4 級
療育手帳	6	4			身障手帳		1		

肢体不自由 1 名 全盲 1 名

(4) 平均年齢

年齢	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40 歳以上	平均年齢 30 歳
人数	2 名	2 名	4 名	2 名	0 名	

9. 職員の状況（令和 6 年 4 月 1 日予定）

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1 名					1 名	1 名 ※1
サービス管理責任者	1 名					1 名	1 名
生活支援員	5 名	1 名	3 名	1 名	1 名	11 名	7 名 ※2
生活支援員（兼任）	4 名	1 名		2 名		7 名	
看護職員（兼任）	1 名					1 名	1 名 ※3
栄養士（兼任）	1 名					1 名	0 名
事務員等					1 名	1 名	0 名
事務員等（兼任）	1 名				3 名	2 名 ※4	
合 計	14 名	2 名	3 名	3 名	5 名	27 名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 平均障害支援区分 5 以上の場合、利用者の数を 3 で除した数。人員配置体制加算(1)を算定する場合、直接処遇職員配置は 1.7 : 1 以上必要となる。

※3 生活介護の単位ごとに 1 名以上

※4 事務職員等には障害者雇用のハウスキーパー 3 名を含む

10. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・より多くの職員が研修を受けられるように、職場内研修を充実させます。
- ・職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、令和4年度研修計画を策定します。職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 苦情解決セミナー 事例研究
中堅職員 (3年～)	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修 チームマネジメント
新任職員 (1～2年)	・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する	新任職員研修 発達障害セミナー

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	サービス管理責任者等
	職位階層別研修	内容に応じて1～2名
	その他	内容に応じて1～2名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	施設長等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修	防災委員1～2名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1～2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
Special Learning	通年	採用後 3年以内	動画コンテンツの視聴・レポート提出 職種・経験に応じて受講計画策定
救急救命講習	6月	全員	幡多中央消防組合へ依頼 心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法
感染症予防研修	10月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型 コロナウイルス感染症予防について
権利擁護・虐待防止研修	4月 11月	全員	虐待防止基本研修 アンガーマネジメント研修
ミュージックケア	1回/月	初級指導員 ほか	ミュージックケア協会の岩城先生を 招聘し、実地指導を受ける。
発達障害理解促進研修		全員	外部講師招聘予定
芸術活動促進	6回/年	スポレク 委員ほか	芸術士の招聘 イベントの企画・広報活動の指導含む

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	原則全員	
個別支援検討会議	8・2月	サービス管理責任者等 保育士等・ほか	今期個別支援計画の評価を基に 次期個別支援計画を作成する

【委員会活動】

委員会名	活動内容
虐待防止委員会 (2回以上/年)	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・身体拘束および行動制限に関すること ・セルフチェック（6月・10月）に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・避難訓練実施計画策定および実施 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。特に新型コロナウイルス感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) 利用者家族との連携

積極的に施設での暮らしの様子をお伝えします。個別支援計画を通じて、家族の想いや希望をお伺いし、利用者の望む暮らしや将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

利用者の暮らしをみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。支援の難しいケースについて、自分たちだけで解決を図ろうとせず、他法人や市町村、医療機関とも連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 6 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 わかふじ寮

事業種別：障害者支援施設（施設入所支援）

障害者支援施設（生活介護）

短期入所事業

日中一時支援事業

令和6年度 障害者支援施設わかふじ寮 事業計画書（案）

1. 目指す施設の姿

ご家族から離れて暮らす利用者に家庭的で安心して生活できる環境や支援を提供し、利用者やご家族から信頼していただける施設を目指します。

2. 事業の実施概要

法人全体の再編により、当事業所は、4月1日より入所者52名（9名増）の施設となります。

利用者の人数が増えることにより、これまで以上に活発な取り組みができるように努めてまいります。

- (1) リーダー制を継続し、全職員が施設の運営を担っている意識を高め、組織力を強化していきます。
- (2) ご家族に安心、信頼していただける施設であることを知っていただく機会として、「ご家族との懇談会」を開催すると共に、ご家族参加型の行事や研修会を計画していきます。
- (3) ご家族が楽しみにしている毎月の「はがき通信」による近況報告、毎3ヵ月の広報「輪の和」を継続し、情報発信していきます。
- (4) 日中の活動内容として、研修で学んだアートの創作活動に対する考え方を取り入れた内容や、地域の人材を活用した専門性の高い方による「絵本の読み聞かせ」「音楽療法」等を計画していきます。
- (5) イベント委員会の年間計画として毎月行事を実施することとし、利用者が見通しをもって楽しめる内容を提供していきます。
- (6) ケース会議をより充実させるために障害専門分野の助言者を招聘し、支援方法について学び活用していきます。

3. 運営方針

- (1) 利用者やご家族と共に作成する個別支援計画づくりと支援

利用者の人権の尊重を基本とし、ご家族の願いを大切にしながら、利用者が安心・安全で健康に生活できるよう利用者個々に応じた質の高いサービスの提供に努めます。

- (2) 利用者のニーズに合わせた支援

関係機関や他事業所と連携・協働し、多様な福祉サービスの在り方を学び、支援の向上に努めます。

- (3) 利用者の気持ちに寄り添った支援

職員個々が職務に強い責任感を持ち、福祉サービスに関する専門性の向上を図るため関係団体が実施する研修制度の活用、及び施設内研修等による人材育成に努めます。

- (4) 経営意識の醸成

法令や諸規程を遵守し、信頼される組織体制を構築すると共に、財務状況の把握や職員の経営意識の醸成により、経営基盤の安定に努めます。

4. 重点課題

(1) 人権尊重と虐待防止意識の徹底

- ①人権尊重や虐待防止については、虐待防止マニュアルを活用して職員意識の更なる向上を図ります。
- ②毎月開催する職員会及びケース会を通して職員意識の向上を図り、利用者一人一人の人権を尊重し、常に利用者の立場に立った支援サービスに努めます。
- ③セルフチェックリストを用いて職員一人一人が支援について振り返ると共に、チェックリストを管理者と共有するための面談を実施します。
- ④虐待防止に関する外部研修への参加や独自に虐待防止・身体拘束について研修会等を開催し、虐待に対する知識をさらに深めます。身体拘束などを検討する場合は、事前に関係機関や行政の協力を得て協議することで虐待防止を図ります。

(2) 安心・安全なサービスの提供

- ①支援サービスの向上に向け、半年に1回以上モニタリングを実施し、支援サービスの実施状況の見直しを行い、職員が統一して個別支援計画に沿った支援サービスが行えるよう努めます。
- ②利用者個々の支援方法を構築し、安心・安全なサービス提供に努めると共に、日中活動においては利用者の状況に応じた支援に取り組み、本人の「個性」「自主性」を尊重し、利用者が楽しみを持って活動できるよう支援に努めます。
- ③ICT（iPad）を使った情報の一元化を進め、職員間のリアルタイムな情報共有や記録時間の短縮、利用者のご家族とのオンライン通話など、利用者へのより良い支援内容の提供に努めます。
- ④日中活動として実施しているスヌーズレン室の活用により、利用者の方々に光刺激、振動刺激といった感覚刺激の中で心地よい安らぎや情緒の安定を図ります。

(3) 感染予防の徹底

- ①日々、利用者の健康観察を行い、医療機関や保健所との連携を図りマニュアルに沿って感染防止対策を徹底します。
- ②施設にウイルスを持ち込まないため、職員の健康管理（日々の体温、体調の報告）の徹底や3密の回避、マスクの着用、手指消毒、手洗い、うがいなど、感染防止策を実施します。
- ③危機管理対策として、感染対策用の衛生物品の備蓄を行います。

(4) 事故防止と防災対策の徹底

- ①定期的開催するケース会議において、ヒヤリハットや事故報告等の事例検証を行い、利用者の事故防止と安全対策の徹底に努めます。
- ②利用者に、安心して生活ができる環境を提供するために、定期的に施設内外の安全点検を行い、居室の家具の固定対策など危険がある場合は、速やかに補修整備に努めます。
- ③火災・地震等の非常事態に備えた防災訓練等を計画的に実施し、地域の方や関係機関とも連携し、防災体制の強化に努めます。

(5) 働きがいのある職場づくり

- ①ICT（iPad）の導入により業務内容の効率化を図ることで時間外労働の縮減による働き方改革を進めます。
- ②職員一人一人の意見を積極的に取り入れ、リーダー会で協議し運営会に提案、運営会での検討・協議を経て職員会で承認されるという一連の流れを確立し、職員のモチベーションを高めながら働きがいのある職場づくりを進めます。

(6) 施設運営の情報発信

毎月の「はがき通信」や毎3ヵ月発行する広報「輪の和」を活用し、施設運営に関する情報や行事、レクリエーション等へのご家族の参加促進に努めます。

(7) 苦情相談窓口

利用者、家族等からの相談（意見・要望、苦情等）には、受け付けた職員、苦情窓口担当者、苦情解決責任者が責任を持って速やかに対応し、第三者委員と連携を図り、利用者の方が安心して生活できる環境の提供とサービスの質の向上に努めます。

(8) 人材育成と人材教育

- ①利用者に寄り添い、利用者一人ひとりのストレングス（強み、力、良さ）を見出すとともに、ニーズや課題を十分に把握し、笑顔で優しく接し、適切な支援のできる人材の育成に努めます。
- ②各種委員会及び担当業務を組織し、職員主導で企画・立案・実施できる人材の育成に努めます。
- ③全職員参加の施設内研修等を通して障害の特性の理解や支援方法について学び、活用していく力を養います。
- ④ミュージックケアの中級取得研修に参加する職員に施設内での指導的役割を担ってもらい、OJTによる人材育成を目指します。

(9) 利用者の健康と栄養管理の充実

- ①理学療法士と連携を図り、身体機能低下防止のため、個別性を考慮した計画を立案し、支援員との連携を強化し、利用者の体力維持、増進、高齢化対策の支援に努めます。
- ②医療機関との連携を強化するとともに、支援員の知識向上及びスキルアップを図るため研修を実施すると共に助言・指導に努めます。
- ③定期健診や各種検査による検査データから推測される疾病を読み取り、医療機関や利用者家族、支援員と連携して利用者の健康管理の徹底に努めます。
- ④管理栄養士による利用者に合った献立の見直しを継続して行い、看護師、生活支援員と連携し、情報の共有を図り、栄養・食事・健康管理に努めると共に献立づくりを通じて、利用者の健康や嗜好に配慮した食事づくりに努めます。

(10) 組織体制

下記の委員会および担当業務を組織し、充実した支援に繋がる体制を整備します。

《委員会》

虐待防止委員会
身体拘束廃止委員会
感染対策委員会
防災委員会
イベント委員会
スポーツ委員会
研修企画委員会

《担当業務》

設備管理
消耗品管理
日中活動強化（創作活動）
ミュージックケア
広報（お便り、ハガキ、写真等）

5. 施設整備

工事関係等については、特に計画していません。

6. 利用者への支援内容及び支援体制について

(1) 一日のスケジュール

	月曜～金曜		土曜・日曜・祝日
6:30	起床・モーニングケア		起床 モーニングケア
7:30	朝食		朝食
9:30～ 11:30	各フロアでラジオ体操、朝礼後、男女合同グループ別に集合場所（拠点）へ移動し活動を行う。 ＜主な活動＞ 寮周辺散歩・音楽鑑賞・カラオケ・ミュージックケア・図書・ワーク・スヌーズレン・軽作業・絵本の読み聞かせ・野外活動 リハビリ（理学療法士 月・水・金）		布団干し、養鶏作業、居室清掃、余暇活動 個人的な活動 （買物やヘアカット）
11:30～	昼食		昼食
13:30～ 15:30	男女合同グループで活動。	カラオケ・ミュージックケア・ワーク・スヌーズレン・野外活動・軽作業	余暇活動 個人的な活動 （買物・散髪）
	個人的な活動	買物・散髪（施設出張散髪）	
15:30～	入浴		入浴
18:00～	夕食		夕食
19:00～	余暇時間・イブニングケア		余暇時間 イブニングケア
22:00	就寝		就寝

(2) 定期健康診断（年2回）

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年1回）体重（月1回）
	血圧測定	40歳未満（月1回）40歳以上（月2回）
	尿検査	年2回（5月・9月）
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。 ※医師の判断で省略あり
	胸部レントゲン	年1回（11月）
	心電図検査	40歳以上※医師の指示による
各種がん検診		該当者は原則受診
歯科検診		年1回（通年）

(3) 感染症の予防対策

項目	内容
感染症対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施する

(4) 利用者状況（令和6年4月1日予定）

① 利用者定員・現員

		定員		現員
運営規程	施設入所	52名		52名
	生活介護	50名		52名（契約者）
	短期入所	3名＋空床型		
建物構造	新築棟	施設入所用	個室 30室	30名（男性）
	改修棟	施設入所用	個室 22室	20名（女性） 2名（男性）
		短期入所用	2人部屋 1室 個室 1室	

② 利用者平均年齢

年齢	男性	女性	計	割合
10代	0	0	0	0%
20代	5	5	10	19%
30代	10	7	17	33%
40代	12	6	18	34%
50代	4	1	5	10%
60代	1	0	1	2%
70代	0	1	1	2%
計	32	20	52	100%
平均年齢	41.3歳	38.3歳	40.5歳	

③ 障害支援区分

障害支援区分	男性	女性	計	割合
区分 4	11	6	17	33%
(重度加算対象者)	2	4	6	
区分 5	9	6	15	29%
(重度加算対象者)	6	5	11	
区分 6	12	8	20	38%
(重度加算対象者)	12	6	18	
計	32	20	52	100%
	20	15	35	

④ 市町村別利用者数

市町村名	男性	女性	計
高知市	5	3	8
須崎市	2	1	3
安芸市	0	1	1
南国市	0	1	1
津野町	1	0	1
四万十町	3	2	5
四万十市	9	4	13
宿毛市	5	3	8
土佐清水市	4	3	7
黒潮町	1	1	2
大月町	2	1	3
計	32	20	52

(5) 職員体制（配置基準）

職種	正職員	準職員	臨時職員	再雇用職員	パートタイム職員		合計		配置基準
					人数	常勤換算	人数	常勤換算	
管理者				1			1	0.6	1
サビ管	1						1	1.0	1
生活支援員	15		7	6	2	1.2	30	29.2	21.5
生活支援員 (夜間専門)					2	1.8	2	1.8	1
ハウスキーパー					3	2.6	3	2.6	
看護職員	1						1	1.0	1
理学療法士					1	0.3	1	0.3	
管理栄養士	1						1	1.0	1
事務員	2		1				3	3.0	
計	20		8	7	8	5.9	43	40.5	

8. 虐待・事故・苦情等への対応

(1) 虐待

虐待や不適切な対応を支援者側の思いで判断するものではなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか、また、利用者家族や第三者が見てどのように思うかという事を支援者側は常に振り返ることが必要で、権利擁護・虐待防止研修に参加していくと共に虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

(2) 事故

事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

- ① 事故報告 …… 行政報告を伴う重大案件（高知県、市町村）
- ② 事故発生報告 …… ケース会にて注意喚起を行い再発の防止を行う
- ③ ヒヤリハット報告 …… 行政報告は行わないが再発防止策などを検討

(3) 苦情解決体制

高知県社会福祉協議会や第三者委員と活発に意見交換し、苦情解決体制を強化します。当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	施設長
第 三 者 委 員	大塚 和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖 直樹（司法書士） 上田 宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-32-1177 FAX：0880-32-1888

9. 総合訓練及び避難訓練

種 別	実施月	消火訓練	通報訓練	避難訓練	炊き出し
総合訓練 (2回／年)	6月 12月	○ ○	○ ○	○ ○	
避難訓練 (5回／年)	5月 7月 9月 11月 1月			○（地震） ○（土砂・風水害） ○（シェイクアウト） ○（土砂・風水害） ○（地震）	
炊き出し訓練 (1回／年)	2月				○

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加し、福祉避難所開設及び運営訓練を実施していきます。
- ・炊き出し訓練は、蕨岡地区の自主防災組織と連携して実施を計画していきます。
- ・地域交流を活発に行うことで、地域の方々と当施設の職員がお互いに共助の精神を培っていきます。

10. 行事予定

	企画行事	参加行事
4月	鯉のぼり食事会 ※家族参加	
5月	遠足	高知県障害者スポーツ大会(陸上の部)
6月	蕨岡アートの日	
7月	蕨岡小学校との七夕交流会	
8月	蕨岡地区盆踊り大会(地域交流) バーベキュー ※家族参加	中村特別支援学校同窓会
9月	蕨岡お菓子作りの日	スピリットアート作品出展
10月	蕨岡小学校とのスポーツ交流会	高知県障害者スポーツ大会(フライングディスクの部)
11月	秋祭り ※家族参加	一條大祭 ゆうあいスポーツ四国大会
12月	クリスマス会 ※家族参加	ピアふれあい 21(日程未定)
1月	お汁粉、餅つき大会	
2月	節分 防災の日(炊き出し訓練)	
3月	花見(慰労会)	

※誕生日会を毎月開催する

11. 研修計画

- ・関係団体等が実施する研修会へ積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。
- ・全職員参加の施設内研修を通してスキルアップした知識を、日々の支援に活かしていきます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 事例研究
中堅職員 (3年～)	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修
新任職員 (1～2年)	・基礎的知識と技術の習得 ・各種規程等の理解と実行	新任職員研修

内部研修

開催月	研 修 名	講 師
6 月	音楽療法の効果について	音楽療法士 山崎 純代氏
7 月	自閉症を有する知的障害の支援について	高知県教育委員会特別支援教育サポーター 西本 貴美氏
9 月	障害者虐待・身体拘束について	高知県障害福祉課
10 月	心と心のコミュニケーション	絵本の読み聞かせボランティア 大橋 祥二氏 中野 千恵子氏
4 月 ～3 月	ミュージックケア	岩城 美喜江氏

1 2. 地域連携

- (1) 災害に備え蕨岡地区の自主防災組織と連携して炊き出し訓練を実施するなど災害発生時に協働できる体制づくりに取り組みます。
- (2) 福祉避難所運営訓練を実施し、四万十市や地域と連携していきます。
- (3) コロナ感染症の感染状況を考慮しながら地域の行事に積極的に参加し、地域との信頼関係作りに努めます。
- (4) 蕨岡小学校との七夕交流会や、新しく計画したスポーツ交流会に参加してもらい、小学生に障害について知ってもらう機会としていきます。
- (5) 施設行事に地域ボランティアを要請し、利用者、職員、ボランティアの方々との関わりや連携を深めていきます。

令和 6 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：多機能型事業所 四万十工房

事業種別：就労継続支援B型事業
生活介護事業

令和 6 年度 多機能型事業所 四万十工房 事業計画書（案）

1. 事業の実施概要

多機能型事業所四万十工房の A 型事業は、平成 30 年度を最後に定員（10 名）を下回る状況が続き、売り上げも 10 年前と比べ激減し、就労会計の赤字が続いている状況にありました。事業会計で赤字を補ってきましたが、将来への事業継続のための後継者の育成や経営ノウハウ不足、機械類の老朽化などの問題もあり、今後の事業回復の見通しもついていませんでした。

また、生活介護事業については、ごり工房では利用者数が定員を下回っており、こちらでもごり工房と四万十工房の生活介護部門を合算した営業収支が急激に悪化していました。

こうした状況から、将来展望を踏まえ抜本的な見直しを図り、改善方法を検討して早期の経営改善に着手するため、令和 5 年 8 月に一条協会ワーキング会議を設置し、定員設定、職員配置、作業科目、収支シミュレーションなどについて、複数案により比較検討するなどの検討を進めてきました。その検討の結果、多機能型事業所四万十工房（就労継続支援 A 型事業定員 10 名、生活介護事業定員 10 名）の就労継続支援 A 型事業を廃止し、フローリング事業から撤退します。また、多機能型事業所四万十工房及び生活介護事業所ごり工房（生活介護事業定員 20 名）は、令和 6 年 4 月から定員 30 名の多機能型事業所四万十工房（就労継続支援 B 型事業定員 10 名、生活介護事業定員 20 名）へ統合・再編することとしました。

【再編・統合】

現 在			令和 6 年 4 月予定		
多機能型事業所 四万十工房	A 型	定員：10 名 現員：7 名	多機能型事業所 四万十工房	B 型	定員：10 名 現員：10 名
	生活介護	定員：10 名 現員：10 名		生活介護	定員：20 名 現員：21 名
生活介護事業所 ごり工房	生活介護	定員：20 名 現員：17 名			

2. 運営方針

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること及びその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めます。
- (3) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他のサービスを行う者及びその他の保健医療サービス並びに福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

- ・ J K A補助事業による移送車両の整備（総額 3,869 千円、補助額 2,300 千円、負担額 1,569 千円）

(2) 工事関係

特にありません。

4. 利用者支援

就労継続支援 B 型事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活介護事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護並びにその他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供並びにその他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【支援内容】

(1) 就労継続支援 B 型

営業時間	8 : 4 5 ~ 1 6 : 3 0		
作 業	受託作業	薪作業	自主製品
内 容	各種受託業務 【施設外作業】 ・ 四万十市庁舎清掃 ・ ゴルフボール洗浄 【内職的作業】 ・ ピーマン袋詰め ・ 配管部品並べ ・ ケナフ皮剥ぎ ・ 事業所内トイレ清掃	【通常薪】 仕入れた広葉樹原木を 30 cm にカットした後、割り、乾燥の工程を経て箱詰め又は結束して出荷 【コロコロ薪】 通常薪製造過程でできた端材を割って、乾燥させ、箱詰めして出荷	【木工作業】 鍋敷き、小物入れ、キーホルダー等を作成 ・ 販売 【手芸】 干支や動物マスコットのキーホルダーの作製・販売
得意先 など	・ 四万十市役所 ・ 間ゴルフセンター ・ 地元ピーマン農家 ・ ㈱タイム技研 ・ 地元ケナフ農家	・ Tao craft ・ ㈱フタガミ	・ 道の駅「なぶら」 ・ サンリバー四万十 ・ 四万十の碧 ・ JA 右山 ・ いちじょこ食育広場
健康管理	・ 内科検診 1 回／年（5・12 月）木俣病院 ・ 歯科検診 1 回／年（11 月）松岡歯科 ・ 精神検診 2 回／年（10・3 月）渡川病院 ・ インフルエンザ予防接種 1 回／年（11 月）小原外科 ・ コロナワクチン接種は未定 ・ 血圧・体重測定（1 回／月）		

(2) 生活介護

営業時間	8 : 4 5 ~ 1 6 : 3 0			
活動内容	生産活動	創作活動	体力維持活動	余暇活動
	・ピーマン作業 ※その他、就労Bが請負う作業の一部を状況に応じて可能な限り補助する。	・スピリットアート出展 ・四万十市美術展出展 ・日常的に各々の嗜好に応じた作品づくりに取り組む。	・散歩やウォーキング ・体育館でのレクリエーション活動 ・事業所内、地域の美化活動	・DVD鑑賞 ・カラオケ ・ドライブ ・野外活動 ・行事（月1回）
	活動を通じて、社会参加していることを感じられるよう支援します。また、行事・イベントは体験の幅を広げる企画とします。			
生活面	・食事や排せつ、入浴等、日常生活面での必要な支援を、利用者の立場に立って丁寧に行います。 ・家庭や生活の場と連携し、ADLの向上を目指すとともに、整容、健康面、衛生面等の助言や支援を行います。			
健康管理	・内科検診 1回／年（5・12月）木俣病院 ・歯科検診 1回／年（11月）松岡歯科 ・精神検診 2回／年（10・3月）渡川病院 ・インフルエンザ予防接種 1回／年（11月）小原外科 ・コロナワクチン接種は未定 ・血圧・体重測定（1回／月）			

5. 利用者状況（令和6年4月1日 予定）

(1) 就労継続支援B型

- ① 定員・現員状況 定員：10名／現員：10名（男性：8名／女性：2名）
 ② 利用者平均年齢 44.4歳
 ③ 平均障害支援区分 3.1 配置基準 7.5：1

障害区分	男性	女性	合計
区分4	4	0	4
区分3	3	2	5
未認定	1	0	1
合 計	8	2	10

(2) 生活介護

- ① 定員・現員状況 定員：20名／現員：21名（男性：13名／女性：8名）
 ② 利用者平均年齢 39.1歳
 ③ 平均障害支援区分 4.3 配置基準 6：1

障害区分	男性	女性	合計
区分 6	2	1	3
区分 5	3	0	3
区分 4	4	7	11
区分 3	4	0	4
合 計	13	8	21

6. 職員体制(多機能型事業所)

雇用形態	男性	女性	合計
正職員	4	2	6
臨時職員	0	2	2
再雇用職員	2	0	2
合計	6	4	10

(1) 【B 型就労】 職員配置状況

(法定支援員配置 7.5 : 1)

職 種	現員	区 分				常勤換算数
		正職員		左以外		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			0.5
サービス管理責任者	1	1				0.5
生活支援員	1	1				1
職業指導員	1			1		1
事務員	1	1				0.5
合 計	5	3	1	1		3.5

(2) 【生活介護】 職員配置状況

(法定支援員配置 6 : 1)

職 種	現員	区 分				常勤換算数
		正職員		左以外		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			0.5
サービス管理責任者	1	1				0.5
生活支援員	4	1		3		4
事務員	1	1				0.5
看護職員	1		1			0.5
合 計	8	3	2	3		6.0

7. 虐待防止・事故防止・苦情対応等

(1) 虐待防止

利用者の権利擁護、虐待防止等のため、虐待防止責任者を選定するとともに、虐待防止マネージャー及び虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備しています。委員会での検討結果は職員に周知し、虐待防止啓発のための研修を実施することなどにより、徹底した人権教育を行います。

(2) 事故防止・対応

日頃から、ヒヤリハット事例の検討をするなど、重大な事故を未然に防ぐための取組を実施します。事故や怪我等、緊急事態が生じた際は、県・市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、速やかに医療機関へ連絡・通院するなど必要な措置を講じます。また、高知県による「事故発生時の報告取扱要領」に沿って適切に対応し、利用者等に対して、丁寧に説明・謝罪を行います。

(3) 苦情対応等

サービスに関する苦情や相談の申し立て先を、利用者等に重要事項説明書や事業所へ掲示して周知します。苦情の申し立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について利用者等に説明します。

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	管理者
第 三 者 委 員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日を除く）

8. 防災対策

(1) 消防訓練

消防署に届ける消防計画に基づき消防訓練を実施します。

種 別		実施月	訓 練 内 容
総合訓練		3 月	消火、通報、避難訓練を総合的に実施し、必要に応じて消防機関へ指導要請を行う。
部 分 訓 練	消火訓練	1・3・7・9 月	消火器具の取扱要領、消火技術の習熟を図る。
	通報訓練	1・3・7・9 月	消防機関（119）への通報要領、関係者への連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	1・3・7・9 月	避難誘導、避難器具等の取扱要領の習熟を図る。

(2) BCP の策定・運用・災害対策本部体制

岩田拠点の「BCP の策定体制」、「平常時における BCP の運用推進体制」及び「緊急時における対策本部体制」を定め、BCP 及び初動対応マニュアルは、毎年 4 月（年 1 回）に更新します。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新します。

【教育・訓練年間スケジュール】

内 容	主な目的	対 象	実施時期 及び回数
岩田拠点 合同避難訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、通所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	岩田拠点 職員 通所利用者	年 4 回
グループホーム 防災訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、入所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	ぼっちり村 職員 入居利用者	年 6 回 偶数月
安否確認訓練	・職員への意識づけ。 ・LINE を利用した安否確認の実践。 ・災害伝言ダイヤル（171）の実践。	全職員	年 1 回 9 月
座学研修	・南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識を養う。	防災委員	年 1 回
机上型訓練	・BCP の検証と改善点の洗出し。 ・災害対策本部メンバーの対応力の向上。	防災委員等	年 1 回 11 月

9. 実施行事予定

月	行 事 名		
	生活介護	就労継続支援 B 型	岩田拠点
4 月	お花見		
5 月	水族館（SATOUMI）		高知県障害者スポーツ大会（陸上他）
6 月	紫陽花鑑賞		ソフトボール・ソフトバレーボール交流会
7 月	夏祭り		
8 月	ドライブ		オンラインじゃんけん大会
			しまんと納涼花火大会
9 月	バーベキュー（合同）		軽スポーツ交流ボッチャ大会

月	行 事 名		
	生活介護	就労継続支援 B 型	岩田拠点
10 月	みかん狩り		土岐神社祭り
			高知県障害者スポーツ大会（フライングディスク）
11 月	物づくり		幡多地区チャレンジ陸上記録会
			ゆうあいスポーツ四国大会（愛媛）
12 月	クリスマス会（合同）		ピアふれあい 2 1
			わかふじ寮ふれあい行事（四電慰問）
			君がスターだ★本気のカラオケ大会
			生バンド歌謡ショー
1 月	お正月遊び		
2 月	節分		
3 月	年度末行事（合同）		

10. 研修・会議等

法人理念を踏まえた質の高い支援を行うためには、これを行う職員が高い職業倫理と正しい姿勢を身につけ、様々な状況に対応できる実践力を磨く必要があります。いずれも一朝一夕に到達できるものではありませんが、OJT（職場内研修）、OFF-JT（職場外研修）、自己研修の活用や、スーパービジョン、職場の仕事先の見える化など、一步一步、着実に取り組みを進めます。

【外部研修】

実 施 主 体	主な研修	対 象 者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	将来の候補者
	職位階層別研修	内容に応じて 1～2 名
	その他	内容に応じて 1～2 名
日本・高知県知的障害者福祉協会	管理者等会議・研修等	管理者等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて 1～2 名
	防災研修	防災委員 1～2 名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて 1～2 名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて 1～2 名

【内部研修】

研 修 名	実施月	対象者	内 容
熱中症予防研修	6 月	全員	法人内看護職員による
身体拘束適正化に関する研修	7 月	全員	サービス管理責任者による
権利擁護・虐待防止研修	9 月	全員	外部講師による
感染症 BCP 研修	10 月	全員	感染対策委員による
感染症予防研修	11 月	全員	感染症予防及び吐物処理方法について
救急救命講習	2 月	全員	心肺蘇生法（AED 含む）・応急手当法

【会議等】

会 議 名	実施月	対 象 者	内 容
職員会	毎月	全職員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	サービス管理責任者 生活支援員 職業指導員	利用者支援全般に関すること
個別支援検討会議	基本 9・3 月	サービス管理責任者 生活支援員 職業指導員	サービス管理責任者が企画し、個別支援計画の検討・評価・見直しを行う。

【委員会活動】

委員会名	活 動 内 容
虐待防止委員会	利用者の権利擁護、虐待防止等を目的に、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底するとともに、研修を実施するなどの措置を講じます。 ・虐待防止のための必要な体制整備、研修計画の立案及び実施。 ・虐待防止マニュアルの作成・点検・見直し。 ・身体拘束適正化指針に基づく、身体拘束に至るリスク軽減の検討・周知。 ・やむを得ず身体拘束をする場合の3要件及び記録の整備等についての周知。
防災委員会	非常災害時における利用者、職員の安全を確保するための方策及び事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・初動対応マニュアル及びBCPの作成、点検、見直し。 ・非常災害を想定した避難訓練の計画、実施。

委員会名	活 動 内 容
感染症対策委員会	一般的な感染症及び未知なる感染症から利用者、職員を守るため、事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・感染症対策指針及びマニュアル、新型感染症 BCP の作成・点検・見直し。 ・感染症対策のための訓練計画、実施。
栄養管理委員会	給食における安全性及び衛生面を担保することを目的に、メニュー、食事内容・提供方法等について定期的に委託業者と情報交換を行うことで、食事面でのサービスの質向上・改善を実施。

11. 令和 6 年度の重点課題

岩田拠点の多機能型事業所四万十工房と生活介護事業所ごり工房は、将来展望を踏まえた抜本的な見直しにより、令和 6 年 4 月から定員 30 名の多機能型事業所四万十工房（就労継続支援 B 型事業定員 10 名、生活介護事業定員 20 名）へ統合・再編することとなりました。

（１）収支を改善するための取組

B 型事業については、収支シミュレーションでは構造的に赤字化することが想定され、生活介護事業は、定員 20 名を確保できる状況で、試算でも黒字が見込めています。これにより、当面は B 型事業の赤字を、生活介護事業の黒字でカバーするという事業モデルとなり、初年度から黒字が見込めてはいるものの少額であり、経営的には B 型を「利用者を増やす」「工賃を向上させ報酬単価を大幅に UP させる」（利用者 12 名、平均工賃月額 45,000 円以上で、B 型事業の赤字解消に見通しが持てる。）など、抜本強化し対応していかないと見通しは厳しいと思われます。

（２）事業運営を軌道に乗せるための取組

令和 6 年度は統合・再編後の事業開始の初年度となりますので、様々な発生するトラブルや想定外の事態に職員の対応力を向上させていくこと、事前に計画していた B 型事業と生活介護のカリキュラムやスケジュールの管理と見直し、利用者の確保、職員の業務配置上の工夫など、B 型と生活介護の多機能型事業所の効果的な運営ノウハウの獲得を進め、安定的な障害福祉サービスの提供をしていく「基盤づくりを行う 1 年」とする必要があります。

令和 6 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：共同生活援助事業所 ぼっちり村

事業種別：共同生活援助事業

令和6年度 共同生活援助事業所 ぼっちり村 事業計画（案）

1. 事業の実施概要

利用者が地域で共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において、利用者の身体及び精神の状態並びにその置かれている環境に応じ、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を、適切かつ効果的に行います。

2. 運営方針

- (1) 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の提供に努めます。
- (3) 地域との結び付きを重視し、市町村その他障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努めます。

3. 購入・工事関係

- (1) 購入関係
 - ・岩田拠点防災 BCP に基づき必要な備品及び物資を整備（797 千円）
 - ・岩田拠点感染症 BCP に基づき新型コロナウイルス抗原検査キットなどの購入（350 千円）
- (2) 工事関係
 - ・やまびこ荘の改築工事と避難スペース整備を行うための基本設計と実施計画（200 千円）

4. 利用者支援

利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、利用者が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成し、心身の状況や意向、適性、障害特性に応じた自立と日常生活の充実に資するよう支援を行います。

【支援内容】

①食事提供支援	平日：朝・夕 休日等：朝・昼・夕など
②環境整備	・各ホームの居室及び共有スペースの整理・清掃の支援 ・各利用者の私物（衣類など）の確認・管理及び処分などの支援 ・利用者に対する環境整備の意識付け・スキル習得への支援 ・感染症予防対策
③健康管理支援	・健康状態のチェック ・生活習慣病の予防 ・・・・ 注意喚起・受診勧奨・食事調整 ・病院受診・通院支援と静養時の支援 ・感染症予防対策 ・看護職員による健康管理についての助言・指導

④相談・助言支援	・ 社会生活上の法令遵守と共同生活におけるルールとマナー ・ 体調管理 ・ 対人関係の不安や悩み ・ 将来の進路
⑤余暇支援	・ 散歩や運動の同行支援 ・ 外食支援 ・ 買い物同行支援・代行支援 ・ 地域行事への参加調整 ・ イベント・行事などの企画・運営
⑥金銭出納支援	共同生活援助サービスに係る費用や、その他の費用（小遣いなど）の金銭管理
⑦家族支援	・ 本人及び家族のニーズの把握 ・ 帰省の連絡調整（週末・年末年始・GW・盆など） ・ 必要事項の連絡・報告
⑧緊急時支援	緊急時は「緊急時対応マニュアル」に基づき対応

5. 利用者状況（令和6年4月1日 予定）

①定員・現員状況 定員：30名 ／ 現員：30名（男性：19名／女性：11名）

②利用者平均年齢 44.43歳（男性：44.00歳／女性：45.18歳）

③平均障害支援区分 3.4（男性：3.6／女性：3.0）

④各ホームの状況

ホーム名	障害支援区分							平均年齢
	1	2	3	4	5	6	平均	
こだま荘	1	0	3	1	0	0	2.8	49.80歳
あおい荘	0	4	1	0	0	0	2.2	44.60歳
やまびこ荘	0	0	2	4	0	0	3.7	40.67歳
とき荘	0	0	0	4	0	0	4.0	40.50歳
いちご荘	0	0	2	2	2	0	4.0	47.17歳
うさぎ荘	0	0	2	2	0	0	3.5	43.00歳
男性利用者	1	0	7	9	2	0	19名	44.00歳
女性利用者	0	4	3	4	0	0	11名	45.18歳
合計	1	4	10	13	2	0	30名	44.43歳

⑤利用者通所・就労状況

ホーム名	生活介護	就労継続支援 B 型	一般就労
こだま荘	1 名	0 名	清掃業 2 名、塗装業 1 名、 ハウスキーパー 1 名
あおい荘	0 名	1 名	ホテル清掃 1 名、ハウスキーパー 3 名
やまびこ荘	4 名	2 名	
とき荘	3 名	1 名	
いちご荘	3 名	3 名	
うさぎ荘	2 名	1 名	ハウスキーパー 1 名
合 計	13 名	8 名	9 名
	30 名		

6. 職員体制（管理者を除く）

(1) 雇用体制

雇用形態	女 性	男 性	合 計
正職員	0	1	1
世話人	2	0	2
再雇用職員	7	0	7
パート職員	2	3	5
合 計	11	4	15

(2) 職員配置状況

法定配置基準

サービス管理責任者：30 人に対し 1 人 1 人
世 話 人：世話人配置 5：1 6 人
生活支援員：利用者支援区分より 3.8 人（常勤換算）
夜間支援員：20 人に対し 1 人 2 人/日

職 種	現員	区 分				常勤換算数
		正職員		左以外		
		専従	兼任	専従	兼任	
サービス管理責任者	1	1	0	0	0	1
生活支援員	4	0	0	4	0	4
世話人	6	0	0	6	0	6
夜間支援員	4	0	0	4	0	2.9
合 計	15	1	0	14	0	13.9

(3) 職員勤務状況

勤務場所	ホーム名	勤務内容		
市 内	こだま荘 あおい荘	世話人（平日） 6:00 ～ 8:30 16:00～20:00		
		生活支援員		
		<table><tr><td>代替世話人</td><td>世話人に準ずる</td></tr><tr><td>日 勤</td><td>9:00 ～ 16:30</td></tr></table>	代替世話人	世話人に準ずる
代替世話人	世話人に準ずる			
日 勤	9:00 ～ 16:30			
岩田地区	やまびこ荘 とき荘 いちご荘 うさぎ荘	世話人（平日） 6:15 ～ 8:45 16:00～20:00 （土日） 6:15 ～ 13:30 12:45～20:00 又は 10:00 ～ 13:00 14:30～18:00		
		生活支援員		
		<table><tr><td>代替世話人</td><td>世話人に準ずる</td></tr><tr><td>日 勤</td><td>9:00 ～ 16:30</td></tr></table>	代替世話人	世話人に準ずる
代替世話人	世話人に準ずる			
日 勤	9:00 ～ 16:30			
ぼっちり村 事務所		サービス管理責任者 8:30 ～ 17:30		

7. 虐待防止・事故防止・苦情対応等

(1) 虐待防止

利用者の権利擁護、虐待防止等のため、虐待防止責任者を選定するとともに、虐待防止マネージャー及び虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備しています。委員会での検討結果は職員に周知し、虐待防止啓発のための研修を実施することなどにより、徹底した人権教育を行います。

(2) 事故防止・対応

日頃から、ヒヤリハット事例の検討をするなど、重大な事故を未然に防ぐための取組を実施します。事故や怪我等、緊急事態が生じた際は、県・市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、速やかに医療機関へ連絡・通院するなど必要な措置を講じます。

また、高知県による「事故発生時の報告取扱要領」に沿って適切に対応し、利用者等に対して、丁寧に説明・謝罪を行います。

(3) 苦情対応等

サービスに関する苦情や相談の申し立て先を、利用者等に重要事項説明書や事業所へ掲示して周知します。苦情の申し立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について利用者等に説明します。

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	管理者
第 三 者 委 員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 評議員） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日を除く）

8. 防災対策

(1) 消防訓練

消防署に届ける消防計画に基づき消防訓練を実施します。

種 別		実施月	訓 練 内 容
総合訓練		3 月	消火、通報、避難訓練を総合的に実施し、必要に応じて消防機関へ指導要請を行う。
部 分 訓 練	消火訓練	1・3・7・9 月	消火器具の取扱要領、消火技術の習熟を図る。
	通報訓練	1・3・7・9 月	消防機関（119）への通報要領、関係者への連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	1・3・7・9 月	避難誘導、避難器具等の取扱要領の習熟を図る。

(2) BCP の策定・運用・災害対策本部体制

岩田拠点の「BCP の策定体制」、「平常時における BCP の運用推進体制」及び「緊急時における対策本部体制」を定め、BCP 及び初動対応マニュアルは、毎年 4 月（年 1 回）に更新します。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新します。

【教育・訓練年間スケジュール】

内 容	主な目的	対 象	実施時期 及び回数
岩田拠点 合同避難訓練	- 初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 - 職員、通所者への意識づけ。 - 初期消火訓練。	岩田拠点 職員 通所利用者	年 4 回
グループホーム 防災訓練	- 初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 - 職員、入所者への意識づけ。 - 初期消火訓練。	ぼっちり村 職員 入居利用者	年 6 回 偶数月
安否確認訓練	- 職員への意識づけ。 - LINE を利用した安否確認の実践。 - 災害伝言ダイヤル（171）の実践。	全職員	年 1 回 9 月
座学研修	南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識を養う。	防災委員	年 1 回
机上型訓練	- BCP の検証と改善点の洗出し。 - 災害対策本部メンバーの対応力の向上。	防災委員等	年 1 回 11 月

9. 実施行事予定

実施月	予 定	場 所	参加者
5 月	高知県障害者スポーツ大会（陸上）	春野総合運動公園	希望者
6 月	ソフトボール・ソフトバレーボール 交流会	障害者スポーツセンター	希望者
8 月	オンラインじゃんけん大会	WEB 開催	希望者
〃	しまんと納涼花火大会	四万十川河川敷	希望者
9 月	軽スポーツ交流ボッチャ大会	障害者スポーツセンター	希望者
10 月	土岐神社祭り	古津賀拠点	希望者
〃	高知県障害者スポーツ大会（F D）	りょうまスタジアム	希望者
11 月	幡多地区チャレンジ陸上記録会	宿毛市総合運動公園	希望者
〃	ゆうあいスポーツ四国大会	愛媛県松山市	希望者
12 月	ピアふれあい 21	せせらぎ園	希望者
〃	わふじ寮ふれあい行事（四電慰問）	蕨岡地区	希望者
〃	君がスターだ★本気のカラオケ大会	四万十市	希望者
〃	生バンド歌謡ショー	四万十市	希望者
2 月	豆まき	岩田地区	希望者

10. 研修・会議等

法人理念を踏まえた質の高い支援を行うためには、これを行う職員が高い職業倫理と正しい姿勢を身につけ、様々な状況に対応できる実践力を磨く必要があります。いずれも一朝一夕に到達できるものではありませんが、OJT（職場内研修）、OFF-JT（職場外研修）、自己研修の活用や、スーパービジョン、職場の仕事の見える化など、一步一步、着実に取り組みを進めます。

【外部研修】

実 施 主 体	主な研修	対 象 者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	将来の候補者
	職位階層別研修	内容に応じて 1～2 名
	その他	内容に応じて 1～2 名
日本・高知県知的障	管理者等会議・研修等	管理者等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて 1～2 名
	防災研修	防災委員 1～2 名

実 施 主 体	主な研修	対 象 者
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1～2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【内部研修】

研 修 名	実施月	対象者	内 容
熱中症予防研修	6 月	全員	法人内看護職員による
身体拘束適正化に関する研修	7 月	全員	サービス管理責任者による
権利擁護・虐待防止研修	9 月	全員	外部講師による
感染症 BCP 研修	10 月	全員	感染対策委員による
感染症予防研修	11 月	全員	感染症予防及び吐物処理方法について
救急救命講習	2 月	全員	心肺蘇生法（AED 含む）・応急手当法

【会議等】

会 議 名	実施月	対 象 者	内 容
職員会	毎月	全職員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	サービス管理責任者 生活支援員	利用者支援全般に関すること
個別支援検討会議	基本 9・3 月	サービス管理責任者 生活支援員	サービス管理責任者が企画し、個別支援計画の検討・評価・見直しを行う。

【委員会活動】

委員会名	活 動 内 容
虐待防止委員会	利用者の権利擁護、虐待防止等を目的に、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底するとともに、研修を実施するなどの措置を講じます。 ・虐待防止のための必要な体制整備、研修計画の立案及び実施。 ・虐待防止マニュアルの作成・点検・見直し。 ・身体拘束適正化指針に基づく、身体拘束に至るリスク軽減の検討・周知。 ・やむを得ず身体拘束をする場合の3要件及び記録の整備等についての周知。

委員会名	活 動 内 容
防災委員会	非常災害時における利用者、職員の安全を確保するための方策及び事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・ 初動対応マニュアル及び BCP の作成、点検、見直し。 ・ 非常災害を想定した避難訓練の計画、実施。
感染症対策委員会	一般的な感染症及び未知なる感染症から利用者、職員を守るため、事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・ 感染症対策指針及びマニュアル、新型感染症 BCP の作成・点検・見直し。 ・ 感染症対策のための訓練計画、実施。
栄養管理委員会	給食における安全性及び衛生面を担保することを目的に、メニュー、食事内容・提供方法等について定期的に委託業者と情報交換を行うことで、食事面でのサービスの質向上・改善を実施。

11. 令和 6 年度の重点課題

令和 5 年度は、令和 4 年度に計画した再編計画の取組を進め、計画どおりの成果をあげることができました。令和 6 年度は、グループホーム事業の継続に向けて、安定した運営体制の確保が求められます。また、世話人及び生活支援員の高齢化の問題と福祉人材の確保については、今後も厳しい状況が続くと思われます。

(1) 職員の配置等

利用定員の減少に対応した職員数へ整理し、幡多地域の他のグループホームのやり方や工夫などを参考にしながら、適切なサービス水準を考慮しつつ職員配置と勤務ローテーションの見直しを行います。

(2) 夜間支援体制の変更

夜間支援体制Ⅲから、夜間支援体制加算Ⅰの加算要件を達成できるよう、勤務時間やローテーションなど必要な調整を行い、令和 6 年度からの算定を可能とします。

(3) 施設整備の計画

やまびこ荘は、簡素な作りと設備及び建物の老朽化などの課題があります。利用者のニーズに応えるグループホームとしていくため、令和 6 年度にやまびこ荘の改築工事と避難スペース整備の基本設計と実施設計を行い、国庫補助の採択を得て、令和 7 年度に岩田拠点内の空き地で着工し、同年度内に完成させたいと考えています。